# 規約 各務原太鼓保存会 改正5

(名称)

第1条 本会の名称を「各務原太鼓保存会」と称する。

(事務局)

第2条 本会の事務局は次の通りとする。

事務局 野口 芳美

住所 各務原市蘇原申子町2-64-5

(目的)

第3条 各務原太鼓保存会の活動は、子どもの心身の健全な発達と郷土愛の育成を図ることを第一の目的とし、日本の伝統文化である和太鼓を通して、会員個々の個性の発現、地域の活性化に対し積極的に寄与する。更には、和太鼓の文化を普及啓発、伝統文化としての継承をすることを目的とする。

(活動)

- 第4条 本会は、前条の目的達成のため、次の活動を行う。
  - (1) 和太鼓の定期的な練習、合宿等。
  - (2) 地元地域や依頼された出演への参加、他の団体との交流活動。
  - (3) 太鼓の協会、団体が主催する大会への参加。

(構成)

第5条 本会は、会員と会員の保護者をもって構成する。

会員は、練度や年齢等に応じて、次のいずれかのチームに所属する。

- 飛彩
- ・飛燕
- ・飛雅
- 粋龍

(入会)

- 第6条 本会の入会希望者は、規約を十分に理解了承の上、所定の用紙を事務局へ提出するものと し、承認された場合にその資格を得る。なお、入会時には入会金を納入するものとする。
  - (1) 入会金は2,000円とする。

(退会及び休会)

- 第7条 退会及び休会は、次の通りとする。
  - (1) 本会を退会する場合は、退会届を事務局へ提出するものとする。
  - (2) 退会時に会費等の滞納金がある場合は、清算する。
  - (3) 病気や介護等のやむを得ない理由により、本会の活動に参加できない場合は、 休会届を事務局へ提出し、執行部の承認を得ることにより、本会を休会すること ができる。

(役員)

- 第8条 本会の執行部は、次の通りとする。
  - (1) 代表
  - (2) 副代表
  - (3) 監事
  - (4) 運営委員会役員
    - 委員長 1名
    - ・ 副委員長 3名(うち1名は事務局)
    - · 会計 1名

(職務)

- 第9条 1、代表は、本会の代表者とし会を運営する。
  - 2、副代表は、代表を補佐し、代表に事故がある時はその任務を代行する。
  - 3、運営委員会役員は、事業を円滑に実施する。
  - 4、運営委員長は、運営委員会を代表し行事運営を統轄する。
  - 5、運営副委員長は、それぞれ本番班、管理班、特命班を担当し、その班の活動に責任 を持つ。また、委員長に事故がある時はその任務を代行する。
  - 6、会計は、本会の会計に関する一切の事務を行う。
  - 7、監事は、本会の事業及び会計を監査する。
  - 8、執行部は当会の構成員より選出し、総会において承認される。

(任期)

第10条 執行部の任期は原則1年とし、再任は妨げない。

(会計年度)

第11条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第12条 会員は会費として、チーム毎に次の月額を会に納めるものとする。

飛 彩:2,000円

飛燕、飛雅、粋龍:3,000円

(1) 大会、遠征時等に関しては必要な費用を都度徴収する。

(安全 防犯)

- 第13条 本会は、和太鼓の活動を主体とするため、下記のことにおいて一切の責任を負わないことにする。
  - (1) 引率や移動中に生じた事故・怪我。
  - (2) 活動中における盗難・紛失等。

# (罰則)

- 第14条 本会の会員及び会員の保護者に以下の行為があった場合には、執行部会による協議のう え、除名及び退会の処分を処する。
  - (1) 本規約及び規律を守らず、活動を妨げる行為。
  - (2) 本会のルールを守らず、団体行動を乱す行為。
  - (3) 不当な暴力、暴言など、本会の目的から逸脱した行為。
  - (4) 法律により罰せられる行為。

#### (総会)

- 第15条 1、定期総会は新会計年度開始後、速やかに開催する(年1回)。
  - 総会では、
- (1) 運営委員会役員の選出
  - (2) 予算、決算などの承認
  - (3)活動報告、新年度の活動計画の承認
  - (4) その他

以上を決議する。

2、臨時総会は、必要に応じ執行部会の判断により開催できる。

# (慶弔)

第16条 慶弔時等の見舞金等は別表1のとおりとする。

また、対象者等からのお返しは不要とする。

#### (雑則)

第17条 この規約に定めるものの外、必要なことは執行部会に諮り定める。

## 附則

この規約は、平成19年3月1日から施行する。

- 改正1 平成28年4月8日
- 改正 2 平成 29 年 4 月 14 日
- 改正3 平成30年4月20日
- 改正4 2019年4月19日
- 改正5 2020年6月5日

#### 別表1

事由	見舞金等		対象
弔事	香典	¥10,000	会員、保護者
	淋し見舞い	¥3,000 程度の菓子折り	及び保護者の親
慶事	お祝い	¥10,000	会員
入院	お見舞い	¥10,000	会員及び保護者
	お花	¥3,000 程度	